

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年7月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	2件
-----------------	----

厚生年金保険関係	2件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600022号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600008号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年10月28日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成17年10月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年10月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年10月

請求期間について、A事業所から賞与(燃料手当)が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答、複数の同僚から提出された請求期間に係る燃料手当支給明細書の写し及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、当該事業所から平成17年10月28日に10万円の賞与の支払を受け、当該賞与から10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600024号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2600009号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年10月28日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成17年10月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年10月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年10月

請求期間について、A事業所から賞与(燃料手当)が支給されたが、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の回答、複数の同僚から提出された請求期間に係る燃料手当支給明細書の写し及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、当該事業所から平成17年10月28日に6万円の賞与の支払を受け、当該賞与から6万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2600021号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2600003号

第1 結論

昭和62年*月から平成元年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年*月から平成元年11月まで
大学入学のため、昭和62年4月にA市からB市に転居し、両親と共にB市役所で国民年金の加入手続を行った。
国民年金保険料については、昭和62年6月頃から、毎月、納付書により自身で納付していたが、年金記録によると、請求期間について、国民年金未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前の期間であり、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする昭和62年4月において、学生であった請求者が国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があり、国民年金の任意加入被保険者は、加入手続を行った日に同資格を取得し、同日が属する月以後の保険料を納付することが可能であるところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)の被保険者記録における最初の被保険者資格取得日は平成元年12月2日であり、請求者は、同月分以後の保険料を納付していることが確認できる。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、B市において、平成元年11月から平成2年1月頃までに払い出されたものと推認でき、オンライン記録における最初の被保険者資格取得日である平成元年12月2日と符合していることから、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは同日であったと考えられる。

一方、国民年金の任意加入被保険者は、加入手続を行った日より前に遡って国民年金保険料を納付することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったほか、請求期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、昭和62年4月頃に両親と共にB市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、戸籍の附票によると、請求者がB市に住所を定めた日は昭和63年4月4日

となっており、B市は、住民登録がない者の国民年金の加入手続を行うことはできなかったと回答している上、請求者の両親のうち父は既に死亡していることから、請求者の母に確認したものの、請求者の主張を裏付ける陳述は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。